

九州フラッグフットボール協会 規約

制 定 平成21年3月16日

一部改正 平成28年3月31日

一部改正 平成28年5月15日

一部改正 平成29年5月14日

【名称】

第1条 本団体は九州フラッグフットボール協会（以下「九州FF協会」という。）と称する。

【目的】

第2条 九州FF協会は、九州地区におけるフラッグフットボールの普及と振興に努め、青少年の健全な育成をはかり、もって国民体力と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 九州FF協会は、前条の目的を達成するために、九州地区において次の事業を行う。

- (1) フラッグフットボールの普及発展と技術向上に関する企画及び指導
- (2) 国内のフラッグフットボール大会の主催又は後援
- (3) フラッグフットボールに関する国際試合の主催又は後援
- (4) フラッグフットボール競技規則の制定
- (5) フラッグフットボール競技者の安全対策
- (6) フラッグフットボール競技場の設置運営
- (7) フラッグフットボールの審判ならびに指導者の育成
- (8) アメリカンフットボールの普及
- (9) その他、前各項の目的を達成するために必要な事業

【協力関係】

第4条 九州FF協会は、アメリカンフットボールやフラッグフットボールを統括する団体と協力して、九州地区でフットボール普及を目的とした事業遂行を行う場合がある。

【協会登録チーム】

第5条 九州FF協会登録チーム（以下「チーム」という。）とは、九州FF協会規定のフラッグフットボールを行うチームで、九州FF協会の趣旨に賛同し、九州FF協会に参加したものをいう。

【カテゴリー】

第6条 チームは、次のカテゴリーに分ける。

- (1) シニア 15歳以上（中学生を卒業した者）の男女によって構成されるチーム。
- (2) レディース 12歳以上（小学生を卒業した者）の女子によって構成されるチーム。
- (3) ジュニア 15歳以下の男女によって構成される中学生チーム。

(4) キディー 13歳未満の男女によって構成されるチーム。
ただし、上記の年齢は、当該学年度4月1日を基準とする。

【総会】

第7条 九州FF協会にチームの代表者（以下「チーム代表者」という。）各1名及び理事により構成される総会を置く。

- 2 総会に参加することができるチーム代表者は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) チームが2年以上九州FF協会主管の大会に参加していること。
 - (2) 代表者が20才以上であること。
- 3 議長が認めた者は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議には加わることができない。

【総会の権限】

第8条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 本規約の改正に関すること。
- (2) 年度の事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 年度の事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 九州FF協会の運営上必要なことで会長又は理事長が必要と認めて付議したと。

【総会の招集】

第9条 総会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長もしくは理事長が総会を招集する。

- 2 定例総会は、3月に開催する。ただし、会長又は理事長が必要と認めたとき、もしくはチーム代表者総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の開催を請求されたときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、通信手段によって行うことができる。

【総会の定足数及び議事】

第10条 総会は、チーム代表者総数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び委任者は、出席者と見なす。

- 2 総会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席者の中から議決により選任する。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決す。ただし、前段の表決において、議長は議決権を行使することができない。

【理事及び監事】

第11条 九州FF協会に理事及び監事を置く。

- 2 理事の役職及び人数は、次のとおりとする。
 - (1) 役員
会長（1名）
副会長（1名）
 - (2) 役職理事
理事長（1名）
副理事長（1名）

総務・会計（1名）
競技部 キディークатегория代表（1名）
競技部 ジュニアカテゴリー代表（1名）
競技部 シニアカテゴリー代表（1名）
競技部 レディースカテゴリー代表（1名）
指導者担当（1名）
ルール担当（1名）
普及担当（1名）
広報・事業担当（1名）

3 監事は2名以内とする。

【理事及び監事の選任】

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

【役員・役職理事及び監事の職務】

第13条 会長は、九州FF協会を代表し九州FF協会の業務を総理する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

2 理事長は、九州FF協会の活動を統括する。理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。

3 競技部各代表は、各カテゴリーの大会運営等の活動執行に責任をもつ。

4 指導者・ルール・普及・広報・事業担当者は、名称に付した事項を担当する。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成するとともに、必要に応じ理事会及び総会で意見を述べる。

【理事・監事の任期】

第14条 九州FF協会の理事・監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 理事・監事は、任期満了後でも、後任が就任するまではその職務を行う。

3 補欠又は増員により選任された理事・監事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の終了時までとする。

【理事・監事の解任】

第15条 理事及び監事は、次号の一つに該当するときは、チーム代表者総数の3分の2以上をもって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないとき。

(2) 職務上の義務違反その他の理事・監事にふさわしくない行為が認められたとき。

【理事会】

第16条 理事会は会長が招集し、理事をもって構成する。

2 理事会は、総会に付議する事項その他の重要な会務について評議し決定する。

3 定例理事会は5月・9月に開催する。ただし会長又は理事長が必要と認めるとき、もしくは理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の開催を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

4 会長が認めた者は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議には加わることができない。

5 理事会は、通信手段によって行うことができる。

【専門部会】

第17条 理事は、その職務を遂行するために理事会の議を経て専門部会を設置することができる。

2 理事は、すべての専門部会に出席して意見を述べることができる。

【経費】

第18条 九州FF協会の事業遂行に要する費用は、次の収入で賄う。

- (1) 協会会費、登録費 及び大会等の参加費
- (2) アメリカンフットボール各地区連盟及び団体・個人よりの寄附金
- (3) 事業収益及びその他の収入

【事業及び予算、決算】

第19条 九州FF協会の事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算（以下「事業計画等」という。）は、理事長が作成し、会長に提出する。

2 会長は、理事会の承認を経て事業計画等を総会に提出し、総会の承認を得なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

【会計年度】

第20条 九州FF協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【競技運営】

第21条 すべてのチームは、フラッグフットボール競技において、安全な運営を心掛けるなければならない。

第22条 すべてのチームは、競技運営に関する本規約を遵守しなければならない。

【競技者】

第23条 九州FF協会に登録した競技者（以下「競技者」という。）は、スポーツマン精神に則り、ルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、相手を尊重しつつ自己の最善を尽くすものとする。

第24条 競技者は、九州FF協会の認めたすべての競技会に出場できる。

【規約の改正】

第25条 この規約の改正は、総会において、チーム代表者総数の3分の2以上をもって行う。

【補則】

第26条 この規約に定めるもののほか、九州FF協会の運営に関して重要な事項及び理事会が必要と認める事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規約の改正は、平成29年5月14日より施行する。